

# 社会保障の財源問題

——社会福祉の安定・充実を目指す財源論——

鎌谷 勇 宏

はじめに

多くの社会福祉研究や社会保障研究（新自由主義的なものを除く）は生活の安定や人権尊重を重視し、住みよい社会の実現を目指している。しかし、目指すべき社会は一致あるいは類似しているのに、その方法には大きな違いが見受けられる。その違いの一つとして、「財源」についての考え方がある。

社会福祉に関わる人びとなら「消費増税は逆進性が強いので許されない」、「社会保険方式には排除原理が伴う」、「高所得者からもっと税金を集めるべき」、「大企業は内部留保を貯めこんでいる」といった主張を聞いたことがあるであろう。これらの主張を合わせると、「所得税の累進性強化と法人税収の増加で財源を確保し、税方式中心の社会保障制度を構築することが望ましい」となる。

たしかに逆進性は好ましくなく、社会保険の排除性も問題である。特に低所得層の負担増は生活に大きな支障をきたすことは間違いない。しかし、先ほどの主張が示すように消費税や社会保険料を軽減し、所得税や法人税を増加させることで、十分な社会保障財源を確保できるのであろうか。本稿の問題意識はこの間について検討することである。

さらに、社会保障内部における財源配分も見過ごせない。社会保障給付は「医療」「年金」「福祉その他（介護含む）」に分類されるが、「医療」と「年金」は社会保険料を主財源としているが、「福祉その他」は税を主財源としている<sup>1</sup>。

生活保護、児童福祉や障害社会福祉などの社会福祉分野は「福祉その他」に分類されている。これら社会福祉分野の財源を確保するという視点に立てば、医療や年金と財源を取り合うことは極力避けたい。社会保険料を主財源としている医療や年金の税財源割合が高まれば、社会福祉分野にまわっていたはずの税財源を奪われる危険性がある。つまり、税財源を巡って社会保障内部で競合してしまうことになるが、これでは社会福祉分野の財源安定性は脅かされる。

本稿では、社会保障財源を安定的に確保するという立場から財源の検討を行い、さらに社会福祉分野の安定した財源確保を目指した財源論を展開したい。

## 第1章 社会保障の財源論

### 第1節 二つの財源論

社会保障の方法や財源を扱う場合、「税」と「社会保険（料）」に二分し議論されることが多い。筆者も、以前は「税財源推奨論」と「社会保険料財源推奨論」とネーミングして両者の比較検討を行っていた<sup>2</sup>。前者が所得税や法人税での財源を確保しようとするのに対し、後者は社会保険料を中心に財源を確保しようとするからである。しかし、昨今話題の消費増税への立場を比べると、税財源推奨論者が完全否定しているのに対し、社会保険料財源推奨論者は好意的に受け止めている。さらに、税財源推奨論者が推奨するのは所得税と法人税が中心でその他の税目は軽視されている。一方、社会保険料財源推奨論者は社会保険料を中心に据えつつ、所得税、法人税、消費税など多様な税財源の拡大を視野に入れている。税財源推奨論と社会保険料財源推奨論との二分類では、現実を的確に表せていないことになる。

そこで誤解なく実態を示すためにも、本稿では「税財源論（金持ち課税型）」<sup>3</sup>と「社会保険料主財源論（多様財源型）」として論を進めていきたい<sup>4</sup>。この両者は社会保障の充実という目標は同じにしながらも、その財源についての考え方が大きく異なる。この違いは、社会保障財源について規範分析的なアプローチをするか、実証分析的なアプローチをするかによるところが大きい。あるいは、理念から出発するか、現実から出発するかの違いであるともいえる。そこで両者の主張やその論拠を明確にすることからはじめる。

### 第2節 税財源論（金持ち課税型）の主張とその論拠

この立場は、社会保障の方法として税方式を優先し、財源としては所得税の累進性強化と法人税（特に大企業）の強化を主張する。反対に、社会保険方式や社会保険料財源には否定的で、特に消費増税への批判が極端に強いことも特徴である。この論拠として、(1) 逆進性批判（累進性の強化）、(2) 社会保険の排除問題、(3) 低所得層の負担軽減、がある。

### (1) 逆進性批判（累進性の強化）

逆進性批判の代表として、消費税や社会保険料への批判がある。消費税や国民年金保険料の逆進性については同じような形で批判されているが、詳細に検討するとそれぞれ逆進性の性格が異なっている。そこで、逆進性について①消費税型、②定額負担型、③賦課上限型の3つに分類し検討する。さらに、逆進性をもつわけでないが、累進性を持たない比例性という点から④定率負担型も加える。

#### ①消費税型

消費税ほど逆進性が話題になる税目は無いであろう。消費税負担額の可処分所得に占める割合が低所得層ほど高く、高所得になるにつれて割合が低下していくため、負担の逆進性が指摘されている。可処分所得をすべて消費にまわすなら消費税は定率負担型になるが、実際のところそのようにはならない。所得が低いほど平均消費性向（可処分所得に占める消費支出の割合）は高く、所得が増加するにしたがって平均消費性向は低下する。消費税は消費（ただし家賃、学校教育費などは除く）にかかるため、所得に占める消費税負担割合が、低所得層に比べて高所得層の方が相対的に低くなる。

#### ②定額負担型

消費税と同様に社会保険料も逆進性をもつことから批判される。社会保険料の逆進性として、特に批判の対象となるものが国民年金と国民健康保険の保険料である。国民年金保険料は定額保険料（2019年度16410円）であることから逆進性が強く、国民健康保険料の応益割（平等割、均等割）も定額保険料であることから逆進性が強くなるという批判である。

#### ③賦課上限型

医療保険料や厚生年金保険料には賦課限度額が設定されている。例えば、京都市の国民健康保険の年間付加限度額は80～96万円（医療分61万円、後期高齢者支援分19万円、介護分16万円）に設定されている。また、被用者保険の代表である協会けんぽにおいては、標準報酬月額139万円（50等級）が最高であり、報酬月額135.5万円以上は保険料が固定されている。さらに、被用者が加入する厚生年金も標準報酬月額62万円（31等級）が最高で、それ以上は保険料が固定さ

れている<sup>5</sup>。賦課上限が設定されているということは、上限を超える収入には保険料が賦課されないため、強い逆進性が発生することになる。

#### ④定率負担型

定率負担型は逆進性をもたないが累進性でもないため、逆進性批判と同じように批判の対象になる場合がある。定率負担型の代表は、被用者保険の保険料や住民税（都道府県民税、市町村民税）の所得割である。協会けんぽや厚生年金は、保険料率が10.0%と18.3%で一律である<sup>6</sup>。また、住民税の税率は、課税所得の定率（10%）となっているため所得の多寡にかかわらず一律である<sup>7</sup>。

さらに、所得税における分離課税も定率負担型である。稼働所得などへの所得税は総合課税として累進性（超過累進課税）を採用しているが、株式等の譲渡により発生した所得については分離課税として定率（15.315%）の税率となっている<sup>8</sup>。どれだけ利益が出ても税率は一定であるため、総合課税とのアンバランスも批判されている。

逆進性と非累進性についての批判内容を①～④に分類して紹介した。この批判の根底には「負担は可能な限り累進性であるべき」、また「社会保障財源は垂直的再分配で確保すべき」とする理念が読みとれる。

### (2) 社会保険の排除原理

社会保険料というより社会保険制度そのものに対する批判である。社会保険制度は保険料の拠出を前提として保険給付を行っているため、低所得等のため保険料を払えない人びとが保険給付を受けることができない。保険料を払えない人びとは社会保険の給付から排除されてしまうため、社会保険には排除原理という重大な欠点があると指摘する。

### (3) 低所得層の負担限界

逆進性批判と重なる点が多く、これ以上低所得層への負担増は許されないという批判である。消費税や社会保険料は、低所得層も一定割合や一定額を負担しなくてはならないため負担が増す。これ以上負担に耐えられないため、低所得層への負担は現状維持あるいは軽減し、高所得層の所得税や特に大企業の法人税で財

源をまかなうべきであるとする。

ここまでみてきた(1)～(3)をまとめると、社会保障はできる限り税方式が望ましく、排除原理をもつ社会保険方式は望ましくない。そして、社会保障の財源は所得税(高所得層)と法人税(大企業)に求めるべきであり、逆進性の強い消費税や社会保険料は望ましくないというのが税財源論(金持ち課税型)の主張や論拠である。

### 第3節 社会保険料主財源論(多様財源型)の主張とその論拠

二木立や権丈善一が代表的論者であり、本稿でもこの立場を支持する<sup>9</sup>。この立場を理解するうえで欠いてはならない認識がある。それは、社会保険料財源を絶対的に優れたものと考えているのではないということである。現在の日本で、社会保障を安定・充実させるためには社会保険料を中心に据えざるを得ないという、相対的かつ全体的判断にもとづく財源論である。

この立場が深く考慮するのは実証分析と実現可能性である。実証分析にもとづき、実現可能性までを見据えた議論を行おうとする。財源についての重要な指標は財源安定性や財源調達力である。また、理念や一側面だけで検討するのではなく、現実の全体像を俯瞰的<sup>10</sup>に検討することも重要である。この2点について詳細に論じる。

#### ①財源安定性と財源調達力

社会保障の安定・充実と財源の安定・充実は不可分である。財源安定性の乏しい社会保障は砂上の楼閣でしかなく、財源の増減に合わせて給付が増減するような制度では国民生活の安定は望めない。社会保険料主財源論が社会保険料や消費税を優先するのは、財源安定性や財源調達力が非常に高いからである。

まずは図1を見てもらいたい。このグラフは1989(平成元)年度以降における社会保険料収入、国税収入、地方税収入の推移を表している<sup>11</sup>。それぞれの推移は特徴的である。社会保険料収入はほぼ一貫した増加を続け、2016(平成28)年度までの27年間でおよそ2倍となっている。地方税は横ばい～微増減を繰り返しながら、27年間で2割程度増加している。最も特徴的な推移をたどっているのが国税である。国税は1991年度をピークに、増減を繰り返しながら低下し2009年

度に底をついている。そこから2016年にかけて急増し2016年度にはピーク時の1991年度に近づくという、非常に激しい増減を経験している。激しい増減要因が景気であることもわかりやすく、1992年以降の減少はバブル崩壊、2008年以降の減少はリーマン・ショックの影響といえる。

景気が良い場合、国税収入の財源調達力は非常に高いものであるが、景気後退によって急激な調達力低下が伴う。それに対し、地方税はそこまで景気の影響を受けず、社会保険料は景気の影響をほぼ受けずに安定した収入増加が実現できている。社会保障は安定した給付を行うことが重要である。そのためには、景気変動に連動するような不安定な財源ではなく、財源安定性が高く財源調達力に優れている社会保険料を中心に据えるという選択が現実的である。

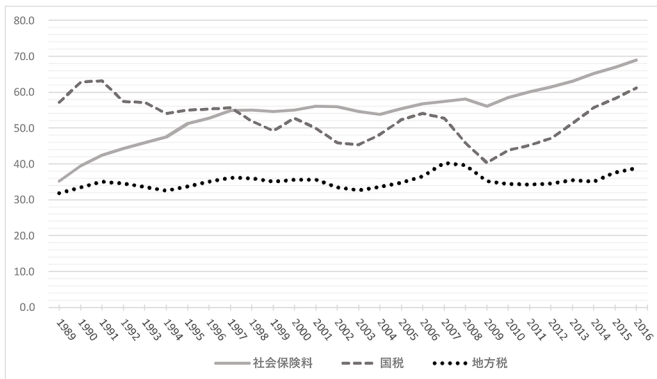


図1 社会保険料、国税、地方税収入の推移（兆円、年度）  
 「社会保障統計年報 第336表」「2017年度社会保障費用統計 第14表」より作成

次に、国税収入がなぜこれほどまでに激しい増減を繰り返すのかについて、もう少し掘り下げてみたい。図2は一般会計における所得税、法人税、消費税の推移を表している。図1で確認した国税収入の激しい増減が所得税と法人税によるものであることが一目瞭然である。所得税と法人税は、バブル崩壊やリーマン・ショックなどの景気変動を直接的に受け、税収に大きな変動が生じていることがわかる。つまり、財源安定性が非常に低い。それに対して消費税は景気変動にも安定的であるため、財源安定性が非常に高い財源である。また、消費税率の増加に連動して税収も増加するため、消費税は財源調達力も高い。

社会保険料主財源論者が社会保険料と消費税の必要性を説く論拠が財源安定性

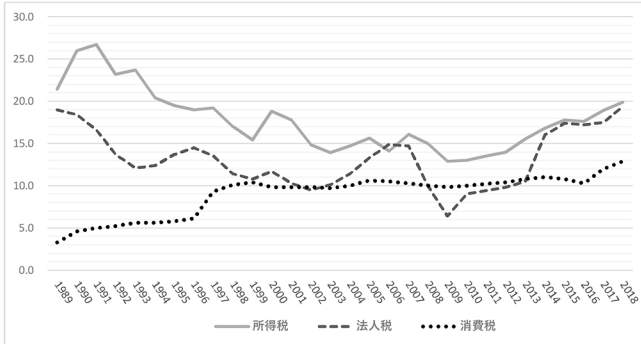


図2 一般会計税収における所得税、法人税、消費税の推移（兆円、年度）  
財務省「一般会計税収の推移」より作成

や財源調達力である。社会保険料は最も安定性や調達力の高い財源である。また消費税も安定的であり、消費税率アップが財源調達に直結している。反対に所得税や法人税はそのような特徴を持ち合わせていない。

不安定な財源に社会保障財源を頼ると、景気が良い時には手厚い社会保障が給付できるが、景気が悪くなれば給付を抑制するしかない。このような景気に連動してしまう社会保障は誰も望まないはずである。やはり財源安定性は重要である。

ここで、税財源論（金持ち課税型）が頻繁に主張する所得税累進性強化（高所得者課税）や、内部留保課税（大企業課税）の財源調達可能性について検討してみたい。やや古いデータ（2011年度予算ベースの推計値）ではあるが、所得税の最高税率を1%引き上げた場合の増収額が約380億円と推計されている<sup>12</sup>。最高税率を10%引き上げても約3800億円にしかならないため、所得税累進性強化は財源調達力が低いと判断できる。

続いて、内部留保課税についても検討する。内部留保（利益剰余金）は2018年度で463.1兆円であり、2017年度から16.6兆円増加している<sup>13</sup>。これは、企業が得た利益から法人税を払い、さらに株主配当を行った後に企業に蓄積される額である（2018年度は16.6兆円が蓄積され、463.1兆円はこれまでの蓄積総額）。アメリカや台湾は利益剰余金の単年増加分（日本での16.6兆円）に課税している<sup>14</sup>。日本で本課税を実施（例として税率10%）すると1.7兆円の財源となる。このような法人課税も行うことを今後検討する必要はあるが、財源調達力はそこまで高くない。

所得税の累進性強化や大企業の内部留保課税を検討したが、財源安定性だけでなく財源調達力の面でも大きな不安が残る結果となった。この二つで十分な社会保障財源を確保しようとするのは極端に難しい。ここで断っておきたいことがある。法人税や所得税の税率を高め財源を得ようとする事自体を否定しているのではない。社会保障財源の中心に所得税や法人税を据えようとする事、あるいは所得税や法人税の強化で社会保障財源の大部分をカバーしようとする事の無謀を指摘しているのである。やはり社会保険料を中心に所得税、法人税、消費税などの多様な税目で周囲を固める。そして、すべての税目の増収を図ることによって、十分かつ安定した社会保障財源とするしか道はない。

## ②俯瞰的視点

理念や一側面だけで判断するのではなく、俯瞰的視点から逆進性や社会保険の排除原理について検討する。税財源論が批判する通り、消費税には負担の逆進性がある。しかし、ここで見落としてはならない点が、逆進性が負担率のみで語られていることである。負担率だけで判断するのは一面的すぎる。負担率ではなく消費税の負担額を考慮することも必要である。負担額は低所得者ほど低く、高所得者ほど高くなる。また、負担額を考慮するという事は、負担の側面だけでなく、給付の側面にも光を当てることにもつながる。消費税は負担率の側面からすれば逆進性があるが、社会保障給付の側面を加えたネット（負担＋給付）で判断すると逆進性が消失し、累進性をもつようになる<sup>15</sup>。

負担率だけを見るのではなく、負担額や給付側面も考慮すると、消費税を通じて垂直的再分配が進むことがわかる。社会保障や垂直的再分配を強化するのであれば、負担率の逆進性のみで消費税を否定するのではなく、ネットでの再分配を考慮しなくてはならない。ネットでの再分配を無視したまま消費税を否定することは、結果的に垂直的再分配を否定・放棄することにもつながる。

俯瞰的視点の必要性は消費税だけでなく、国民年金保険や国民健康保険の定額保険料批判でも同様である。国民年金は保険料だけを財源としているのではなく、財源の半分は公費負担（税金）であり、保険料免除制度も設けている。定額保険料部分だけを見ると逆進性があるように映るが、公費負担分や免除制度を考慮すると逆進性は緩和・消失する。さらに、給付の側面まで考慮すると累進性になり垂直的再分配の機能を発揮しているといえる。国民健康保険も同じで、国民健康



保険の保険料は応益割（平等割、均等割）だけでなく応能割（所得割、資産割）が設定されている。

ここまで見てきたように、一面的に見れば逆進性が強くても、俯瞰的に見れば逆進性が消失し、累進性になることを見逃してはならない。そして、逆進性への批判が垂直的再分配を止めてしまうことにつながる危険性も理解しなければいけない。

もう一つ俯瞰的に見なければならぬ問題が社会保険の排除原理である。たしかに社会保険には排除原理が存在する。しかし、税方式の排除問題を棚上げし、社会保険のみを批判しているという点で一面的である。生活保護の捕捉率の低さ、保育所の待機児童の多さ、障害福祉サービスの不十分さ、などは税方式にも排除問題があることを示している。生活保護の捕捉率の低さは、裏を返せば排除の大きさであり、医療保険や年金保険の排除よりはるかに大きいのではないか。制度からの排除問題は社会保険方式、税方式に共通する課題であり片方に特有の問題ではない。税方式は普遍的で排除しないはずという理念をもとにした主張だと思われるが、現実はそのようになっていない。

さらに問題なのは、社会保険の排除要件が明確であることに對し、税方式の排除要件は非常にあいまいなことである。税方式では、排除要件の基準が「政府や行政のさじ加減」で決まってしまうという重大な特徴がある<sup>16</sup>。

最後に、低所得層だけでなく日本に在住するすべての人びとへの社会保障であることも付け加えておく。現在の社会保障は垂直的再分配による救貧よりも、リスクに応じた保険的再分配やライフサイクルを通じた時間的再分配が大きな役割を占めている<sup>17</sup>。低所得層への配慮や垂直的所得再分配は重要であるが、社会保障が社会全体を対象として他の再分配を行っていることも忘れてはならない。

## 第2章 社会保障における社会福祉の財政的位置づけ

### 第1節 税財源の競合性と配分の落ち着き

税財源論は税の配分争いについて考慮していないように見受けられるが、税財源は競合が非常に多い財源である。税財源と国債費でまかなわれている国の一般会計歳出（2019年度予算で101兆4571億円）を見てみても、社会保障関係費、国債費、地方交付税交付金といった三大歳出だけでなく公共事業費、文教及び科学振興費、防衛費などが含まれている。つまり、税財源にはライバルが多く、社

社会保障関係費は歳入額だけでなく、歳出項目間のバランスにも影響を受ける。

図3を見てもらいたい。社会保障関係費（2019年度で34兆593億円）は毎年微増しているものの、一般歳出に占める割合は55%程度で推移している。一般歳出に占める割合が55%で一定ということは、一般会計における社会保障関係費の取り分が一定割合で落ち着いていることを示している。ここから、現状55%である社会保障関係費の割合を急激に増加させることは難しいといえる。

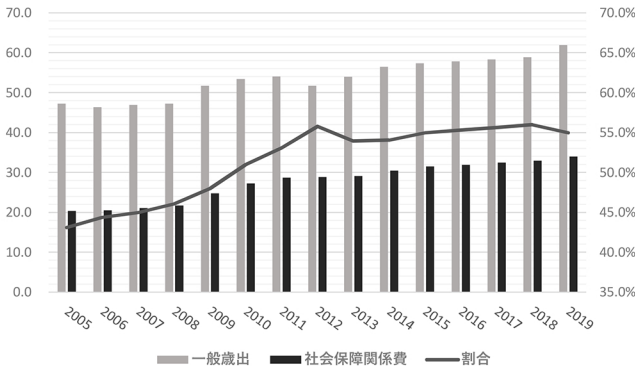


図3 一般歳出に占める社会保障関係費割合の推移（兆円、年度）  
財務省「社会保障関係予算のポイント」、『厚生労働白書平成22年版資料編』から作成

図4は図3で示した社会保障関係費のうちわけである。年金・医療・介護保険制度への支出である保険給付費が79.6%とほぼ8割に到達しており、まったくといっていいくらいに経年変化がない。保険給付費をさらに詳細にすると、年金給付費（12兆488億円）と医療給付費（11兆8543億円）の二つで70.2%を占め、これに介護給付費（32兆101億円）を加えて79.6%になる。反対に、少子化対策費（2兆3440億円）や生活扶助等社会福祉費（4兆1805億円）といった社会福祉制度への支出は19.1%にとどまっている。社会保障関係費のうちわけにおいても、社会保険制度と社会福祉制度への支出割合が一定であることがわかる。

つまり、一般歳出に占める社会保障関係費の割合に加えて、社会保障関係費における社会福祉制度への配分も固定化されているに近い状態である。このことから、税収が増加し一般歳出が増加したとしても、社会保障関係費は一定割合に従う形でしか増加せず、社会福祉制度への支出も一定割合に従ってしか増加しないことが導き出せる。このように現在の形に落ち着いている税財源の配分バランス

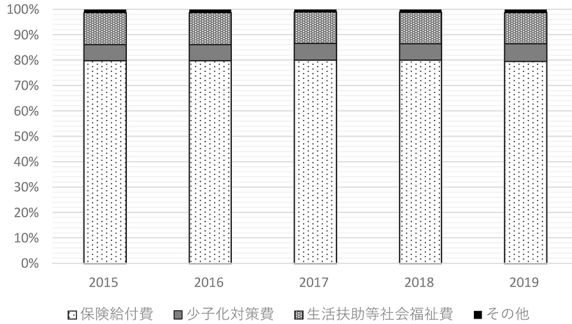


図4 社会保障関係費のうちわけ  
財務省「社会保障関係予算のポイント」から作成

を大きく変えることは困難であろう。

さらに税財源と社会保険料財源の管轄省庁の違いも考慮すべきポイントとして付け加えておきたい。税財源は財務省が管理し、社会保険料財源は厚生労働省が管理している。税財源の割合が増えれば増えるほど、財務省が社会保障に干渉する理由が増え、要望が増えることになる。この場合の要望は社会保障費抑制であり、医療や福祉の本人負担の増加であろう。社会保険料財源の場合は、社会保険料の労使折半があるため経済産業省が相手になると想定できるが、経済産業省は実質的に財布を握っていないので干渉の程度は比較的低いであろう。

税財源の競争性や管轄省庁をふまえると、税財源論が主張するような社会保険料財源（社会保険方式）から税財源（税方式）への移行は、社会保障全体にとって、その中でも特に社会福祉にとって危険極まりない選択であるといえる。

## 第2節 社会福祉を充実させるために

まずは社会保障制度の財源構成について確認する。社会保障制度は税方式と社会保険方式に分類できるが、その財源を見ると税方式と社会保険方式の組み合わせ方式が非常に多い。図5は社会保障制度別の財源構成割合である。生活保護や児童・障害福祉は公費（税金）100%であり、健康保険（組合健保）、労災保険、厚生年金は保険料100%である。また、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険は公費と保険料の折半である。その他では、児童手当や健康保険（協会けんぽ）のような主財源（8割程度）+副財源（2割程度）もある。社会保険制度の全てが社会保険料だけで成り立っているのではなく、国民年金や介護保険などの基幹制

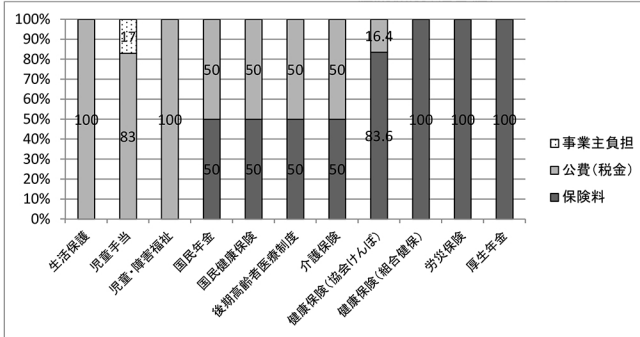


図5 社会保障制度別の財源構成割合  
財務省資料「社会保障について(平成30年10月9日)」を参考に作成

度は、財源の半分に税金が含まれていることに留意が必要である。

前節で見たように、税財源は社会保障分野とそれ以外との競合性だけでなく、社会保障内部の競合性をも併せ持っている。社会福祉分野からすれば、税財源の配分を巡って医療や年金と戦うことは極力避けた方がよい。高齢化がどんどん進行する日本で医療や年金を差し置いて、社会福祉分野が優先される可能性は高くないであろう。

それでは、社会福祉分野が十分な財源を確保するためにはどのようにすればよいのであろうか。その方向性の一つが、社会保険制度をできる限り社会保険料財源でまかなってもらう方法である。少なくともこれ以上、税財源と社会保険料財源が折半となっている制度について、税財源の割合を高め社会保険料財源の割合を低下させることは望ましくない。社会保険制度の排除原理や低所得者の保険料負担を理由に、国民年金や医療保険を税方式に移行せよとする論者もいる。もしそれらが税方式化されれば、税財源配分の競合性が一気に高まってしまい、社会福祉分野は窮地に追い込まれるであろう。

さらに、十数年前から議論があがっているベーシック・インカムを支持する論者もいるが、社会福祉分野にとっては最悪の結果を招く危険性が高い。ベーシック・インカムの基準をどの程度に設定するかにもよるが、最低限所得保障と考えれば1人あたり7~10万円(月)は必要になるであろう。これを人口1億2614万人(2019年10月1日)で考えれば、月7万円では100兆円、月10万円であれば150兆円の財源(年間)が必要となる。社会保障給付費が120兆円(2017年度)なので、ほ

ほ現在の社会保障給付費を使い切る形となり、10万円に設定した場合は30兆円も足りない。

最も問題なのはベーシック・インカムを推奨する論者が、医療、介護、障害者福祉、児童福祉などのサービス給付（現物給付）をほとんど考慮していないことである。ベーシック・インカムで代替できる年金、生活保護、家族手当などを除いた、医療、介護、社会福祉などの給付費は50兆円を超えている（社会保障費用統計平成29年度）。ベーシック・インカムで所得を保障しつつ、医療、介護、福祉サービスを保障しようとすれば150～200兆円を必要とする計算になる。現在の3～7割増しである。もし、ベーシック・インカムが実施されれば、ベーシック・インカム費用が優先され、医療、介護、社会福祉の費用は後回しとなる。そして、結果的にサービス給付の多くが社会保障給付から外れ、自費で購入することになることも想像に難くない。ベーシック・インカムの実現は、医療や福祉の市場化とセットになってしまうことを考慮しなければならない。

ここまで見てきたように、社会保険制度や社会保険料財源を否定することは、税財源に頼らざるを得ない社会福祉分野にとって結果的に大きなマイナスとなる。社会保険制度はできる限り社会保険料財源を用いて運営してもらい、保険料負担が重くのしかかる低所得層の保険料軽減に税を用いればよい。社会福祉を充実させるためには、社会福祉には税財源しかないことを意識し、医療保険、年金保険、介護保険の充実を社会保険料財源に任せることを主張すべきではないか。

#### おわりに～多様な財源による財源確保

社会保障政策には実現可能性をふまえた議論が欠かせない。新たに国家を立ち上げるのなら自由な制度設計が可能であるかもしれないが、歴史的・社会的に規定された現在の日本で、「はじめからやり直し」や「今までは無かったことに」は不可能である。夢や理念を語ることも必要かもしれないが、現実在即した形で少しずつ歩みを進める議論をしなければならない。

社会保障の財源問題をこの視点から検討すれば、景気に左右される法人税や所得税を主財源とするには大きな不安や危険がある。社会保険料や消費税の財源安定性や調達力を大いに活かしつつ、多様な税目を強化することが必要であろう<sup>18</sup>。多様な税目には、税財源論が主張する法人税や所得性も当然含まれている。

そして、社会福祉分野からの財源論を考えることも必要である。社会福祉関係

者が社会保障の税財源化を肯定・推進することは、税財源の競合を増やし、社会福祉分野が後回しにされ隅に追いやられる危険性を高めることにつながる。つまり、自ら首を絞めることになる。社会保険料財源によって社会保険制度を強化し、税財源を優先的に社会福祉分野に投入すべきことを目指す方が現実的ではないか。

最後に社会保険料主財源論の課題について述べておく。社会保険制度は働き方との関連が非常に強い制度である。社会保険料を中心に社会保障財源を確保する前提として、労働環境の整備が必須となる。労働環境の不備を放置したままでは、社会保険制度が機能不全を起し、結果として社会保障全体の機能が弱まってしまう。

例を示そう。公的年金の世代間格差が問題とされているが、これは公的年金制度の問題だけでなく、若者の労働環境悪化に起因すると捉えることができる。非正規雇用増加、終身雇用や年功序列賃金の崩壊などの労働環境悪化を目の当たりにしている世代が、労働環境が比較的良好であった高齢世代に対して、やり場のない思いをぶつけているのである。労働環境で優遇されていた高齢世代と労働環境で冷遇される若者世代の間に不公平を感じ、そのうえ公的年金でも同様の不公平が上乘せられてはたまらない。このような反発が若者世代に多いのではないか。実際に高齢世代が労働環境で優遇されていたかどうかの議論はあまり意味がなく、若者がそのように感じているのである。雇用環境の悪化や劣化がこれほど叫ばれば、当然そのように考えるであろう。若者の労働環境が良ければ、公的年金の世代間格差はここまで大きな問題とならなかったであろう。

人々の生活を守るためには、社会保障制度はあくまで補助・代替であり、労働の在り方こそが重要である。今後さらに労働環境を整え、働き方の違いにより生じる格差を縮小させることで、社会保険制度の適用範囲拡大や持続可能性を高めなければならない。労働環境と社会保険制度は車の両輪であり、この両輪が健全にまわることが今後の社会保障の安定には欠かせない。

## 主要参考文献

- 伊藤周平（2019）『「保険化」する社会保障の法政策』、法律文化社。  
医療福祉問題研究会編著（2018）『医療・福祉と人権』、旬報社（特に第2部第8章）。  
権丈善一（2017A）『ちょっと気になる社会保障 増補版』、勁草書房（初版は2016）。  
権丈善一（2017B）『ちょっと気になる医療と介護』、勁草書房。  
権丈善一・権丈英子（2009）『年金改革と積極的社会保障政策 再分配政策の政治経

济学Ⅱ [第2版]」、慶応義塾大学出版会。

ケネス・シーヴ、デイヴィッド・スタサヴェージ著、立木勝訳 (2018) 『金持ち課税』、みすず書房。

トマ・ピケティ著、山形浩生他訳 (2014) 『21世紀の資本』、みすず書房。

二木立 (2009) 『医療改革と財源選択』、勁草書房。

二木立 (2019) 『地域包括ケアと医療・ソーシャルワーク』、勁草書房。

## 注

- 1 介護保険は社会保険制度であるとの反論もあるかもしれないが、介護保険は医療保険や年金保険よりも税財源の比率が高く、社会保険料財源と税財源が50:50である。さらに、児童福祉や障害者福祉は税財源なので、「福祉その他」は税財源が主となっているといえる。
- 2 鎌谷勇宏 (2017) 「社会保障の財源論－税財源と社会保険料財源の比較検討」『大阪保険医雑誌』No.610、大阪保険医協会、33～37頁。
- 3 あるいは税財源論 (所得税・法人税型) とも呼ぶことができる。金持ち課税型の名称はケネス・シーヴ、デイヴィッド・スタサヴェージ (2018) を参考にした。
- 4 この他に消費税を否定しつつ、社会保険料の増加を主張する高橋洋一氏の意見もある。高橋洋一 (2019) 『消費増税は嘘ばかり』、PHP 研究所。
- 5 月額保険料だけでなく賞与についても協会けんぽ (年間上限 573 万円)、厚生年金 (1 カ月上限 150 万円) の賦課上限が設定されている。
- 6 協会けんぽの 10.0% は保険料率の平均。厳密には都道府県ごとで設定されており、2019 年 4 月からの料率は最低が新潟県の 9.63%、最高が佐賀県の 10.75% である。
- 7 ただし住民税は年間 100 万円 (給与収入の場合、京都市の例) までは非課税であるため、100 万円を超えた額に対しての定率課税である。
- 8 所得税分 (15.315%) に住民税分 (5%) が加えられるため、分離課税は所得税と住民税合わせて 20.315% となる。
- 9 次の文献参照。二木立 (2009) 32～47 頁。権丈善一 (2017A) 41～56 頁。
- 10 二木は類似の視点を複眼的視点と呼び重視している。二木立 (2019) 276～277 頁。
- 11 本グラフは権丈善一の作成したグラフを参考に、直近データまで延長したものである。権丈善一 (2017A) 51 頁。
- 12 2011 年度までしかデータが公表されていない。当時の最高税率は 40% と現在の 45% より低く、所得税取も落ち込んでいる時期なので現在に当てはめるには限界があるが、参考として使用できる。財務省「参考資料 (所得税の税率構造の見直しについて)」平成 24 年 11 月 9 日。
- 13 財務省「年次別法人企業統計調査 (平成 30 年度) 結果の概要」
- 14 アメリカについては石村耕治 (2018) 「アメリカにおける内部留保課税法制」『労働総研クォーターリー 2018 年秋季号』、No.111、本の泉社、39～49 頁。台湾については許琇雰・小栗崇資 (2018) 「台湾における内部留保課税制度」『労働総

研クォーター 2018 年秋季号』、No.111、本の泉社、39～49 頁。

本稿では詳細に扱っていないが、そもそも内部留保課税には越えなければならないハードルが多い。利益剰余金は資金の調達源泉であるのに、現預金（資金の運用形態）と混同して取り扱われていることが多いように見受けられる。さらに、法人税との二重課税になるという批判も越えなければならない。

- 15 権丈善一・権丈英子（2009）289～300 頁。
- 16 例えば、厚生省社会局保護課が出した 1981 年（昭和 56）社保第 123 号通知「生活保護の適正実施の推進について」を思い出してほしい。
- 17 以下を参照。権丈善一（2017A）29～39 頁、トマ・ピケティ（2014）498 頁。
- 18 現在、労使折半（50%ずつ）である厚生年金や協会けんぽの社会保険料負担割合を、ヨーロッパ諸国（例：フランス）のように事業主負担を重くし、被保険者負担を軽減することも検討課題である。

（かまたに いさひろ・大谷大学）